

平成29年11月27日開会

平成29年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	平成29年度徳島県一般会計補正予算（第4号）	1頁
第 2 号	徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について	5
第 3 号	徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について	7
第 4 号	住民基本台帳法施行条例の一部改正について	9
第 5 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正 について	11
第 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	13
第 7 号	国民健康保険法施行条例の制定について	15
第 8 号	県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について	21
第 9 号	徳島県都市公園条例の一部改正について	23
第 10 号	当せん金付証票の発売について	27
第 11 号	徳島県立西部防災館の指定管理者の指定について	29
第 12 号	徳島県青少年センターの指定管理者の指定について	31
第 13 号	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の指定について	33
第 14 号	徳島県立総合福祉センターの指定管理者の指定について	35
第 15 号	徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理者の指定について	37
第 16 号	徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理者の指定について	39
第 17 号	徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について	41
第 18 号	徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について	43
第 19 号	徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について	45
第 20 号	徳島県腕山放牧場の指定管理者の指定について	47

第 21 号	徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について	49頁
第 22 号	徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について	51
第 23 号	徳島県日峯大神子広域公園等の指定管理者の指定について	53
第 24 号	徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の指定管理者の指定について	55
第 25 号	徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について	57
第 26 号	新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定について	59
第 27 号	徳島県立埋蔵文化財総合センターの指定管理者の指定について	61
第 28 号	徳島県藍場町地下駐車場等の指定管理者の指定について	63
第 29 号	関西広域連合規約の一部変更に関する協議について	65
報告第 1 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	67
報告第 2 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	69
補正予算説明		
1	平成29年度徳島県一般会計補正予算（第 4 号）説明書	73
(1)	歳入歳出補正予算（第 4 号）事項別明細書	73
1	総括	73
2	歳入	77
3	歳出	81
(2)	補正予算（第 4 号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	83
(3)	補正予算（第 4 号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書	87

第 1 号

平成29年度徳島県一般会計補正予算（第4号）

平成29年度徳島県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ494,281,057千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年11月27日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		千円 6,552,381	千円 11,000	千円 6,563,381
	1 繰越金	6,552,381	11,000	6,563,381
15 県債		53,603,000	99,000	53,702,000
	1 県債	53,603,000	99,000	53,702,000
歳入合計		494,171,057	110,000	494,281,057

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土 木 費		千円 48,757,443	千円 110,000	千円 48,867,443
	5 都 市 計 画 費	3,370,237	110,000	3,480,237
歳 出 合 計		494,171,057	110,000	494,281,057

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立西部防災館の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成32年度	92,308千円
徳島県青少年センターの管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	435,426千円
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	105,381千円
徳島県立総合福祉センターの管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	158,740千円
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	653,551千円
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	254,000千円
徳島県立美馬野外交流の郷の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	72,700千円
徳島県立出島野鳥公園の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	27,904千円

徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	92,064千円
徳島県立神山森林公園の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	361,680千円
徳島県日峯大神子広域公園等の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成32年度	544,480千円
徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成32年度	373,920千円
新浜町団地県営住宅等の管理運営協定	自 平成30年度 至 平成32年度	57,993千円
県営住宅建設事業工事請負契約	平成30年度	30,000千円
徳島県立埋蔵文化財総合センターの管理運営協定	自 平成30年度 至 平成34年度	73,681千円

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
道路改築事業工事請負契約	平成30年度	350,000千円	平成30年度	680,000千円
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	平成30年度	1,560,000千円	平成30年度	1,710,000千円
公園整備事業工事請負等契約	平成30年度	680,000千円	平成30年度	980,000千円
床上浸水対策特別緊急事業工事請負等契約	平成30年度	300,000千円	平成30年度	640,000千円
地すべり対策事業工事請負等契約	平成30年度	80,000千円	平成30年度	130,000千円

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
都市計画事業	千円 1,212,000	千円 1,311,000
計	53,603,000	53,702,000

第二号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正について

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（平成二十四年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「減災」を「事前防災及び減災」に、「被災後の」を「県民生活及び県民経済を守り、並びに被災後の」に、「復興」を「復興を図ること」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（建築物等の耐震診断等の促進）

第五十三条 県は、建築物の地震による倒壊等から県民の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するためには建築物の耐震診断及び耐震改修その他の措置が講じられることが特に重要であることに鑑み、市町村と連携して、その促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修が円滑に行われるよう、耐震診断及び耐震改修の業務を行う者の育成及び確保を図るものとする。

3 県は、地震が発生した場合の家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害から県民の安全を確保するため、市町村と連携して、家具等の転倒を防止するための対策の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

震災から県民の生命及び財産を守るためには建築物の耐震性及び安全性の確保が重要であることに鑑み、建築物の耐震診断及び耐震改修その他の対策の一層の促進を図り、もって震災に強い社会の実現に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三号

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部改正について

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「、その必要な限度で」及び「、食品関連事業者その他の関係者の事業所その他事業に係る施設又は場所に立ち入り」を削り、「食品の」を「食品関連事業者又は食品関連事業者の代表者若しくは食品関連事業者の代理人、使用人その他の従業者（第四項において「食品関連事業者、従業者等」という。）に対し、食品（次に掲げるものを除く。）の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 生かき（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第四条又は第二十四条第一項第五号の規定により採取された水域が表示されなければならないものに限る。）
- 二 ふぐを原材料とするふぐ加工品（食品表示基準第四条又は第二十四条第一項第五号の規定により漁獲水域名が表示されなければならないものに限る。）
- 三 鶏の殻付き卵（食品表示基準第十九条又は第二十四条第一項第五号の規定により採卵施設等の所在地が表示されなければならないものに限る。）
- 四 ふぐの内臓を除去し、皮を剥いだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮（いずれも食品表示基準第十九条又は第二十四条第一項第五号の規定により漁獲水域名が表示されなければならないものに限る。）

第二十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

- 4 とくしま食品表示Gメンは、第二項の規定により食品の提出を求めるときは、その身分を示す証明書を食品関連事業者、従業者等に提示しなければならない。

第三十二条中「第二十一条第二項の規定による立ち入りを拒み、又は」を削り、「同項」を「第二十一条第二項」に改める。

第二条 徳島県食品表示の適正化等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「納品書、仕入台帳等の書類又は容器包装（食品衛生法第四条第五項に規定する容器包装をいう。）」を「取引の相手方から受け取った納品書又は仕入台帳、入荷記録簿その他食品の仕入れに関して作成した書類」に、「出荷記録簿等の書類」を「出荷記録簿、出庫台帳その他食品の納入に関して作成した書類（取引の相手方に交付した納品書の写しがあるものはその写しを含む。）」に改める。

第二十二條の見出しを「(勸告)」に改め、同条第一項中「が次の各号のいずれかに該当する」を「について不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為があると認める」に、「当該各号に定める」を「当該行為の取りやめ若しくは当該行為が再び行われることを防止するために必要な措置又はこれらの実施に関連する公示その他必要な」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第二十三條第一項第三号中「前条第一項」を「前条」に改め、「(同項第二号に係るものに限る。）」を削り、同項第四号を削る。

第二十五條第一項第一号中「又は関係法令等、この条例」を「又は関係法令等」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九條の規定に違反して、仕入関係資料等（県産物表示食品を同条第一項第二号に掲げる者に販売した場合にあつては、仕入関係資料。以下同じ。）を備え付けず、仕入関係資料等（第二条第十一号に規定する取引の相手方から受け取った納品書を除く。）に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は仕入関係資料等を保存しなかつた者
- 二 正当な理由なく第二十一條第二項の規定による食品の提出をしなかつた者

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 第二十四條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一條の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

食品表示の適正化の一層の推進を図るため、仕入関係資料等の適正な備付け、記載又は保存を行わなかつた食品関連事業者等に対する罰則を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

住民基本台帳法施行条例の一部改正について

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成十四年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十八の項を十九の項とし、十七の項の次に次の一項を加える。

十八 私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

住民サービスの向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用することができる事務の範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（個人番号及び特定個人情報の利用範囲等）」を付する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 県内の私立の小学校又は中学校の設置者は、知事による別表第一の七の項に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であつて規則で定めるものを行うことができる。

別表第一中「（第二条関係）」を「（第二条、第三条関係）」に改め、十一の項を十二の項とし、七の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七 知事	私立の小学校の児童又は中学校の生徒の保護者等に対するその児童又は生徒の修学を支援するための事業に係る補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
------	--

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ②中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、「という。」の下に「(第二条の四の規定に該当する場合にあつては、二歳に達する日)」を加える。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項の条例で定める場合）

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第七号中「こと」の下に「又は第二条の四の規定に該当すること」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、非常勤職員について、子が二歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

国民健康保険法施行条例の制定について

国民健康保険法施行条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

国民健康保険法施行条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 徳島県国民健康保険運営協議会（第三条―第五条）

第三章 国民健康保険保険給付費等交付金（第六条）

第四章 国民健康保険事業費納付金（第七条―第十八条）

第五章 雑則（第十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十二年法律第百九十二号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。）において使用する用語の例による。

第二章 徳島県国民健康保険運営協議会

（設置）

第三条 法第十一条第一項の規定に基づき協議会として、徳島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第四条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
 - 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
 - 三 公益を代表する委員 三人
 - 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人
- 2 委員は、知事が任命する。

（規則への委任）

第五条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 国民健康保険保険給付費等交付金

（国民健康保険保険給付費等交付金の種類等）

第六条 法第七十五条の二第一項の規定に基づき、県が市町村に対して交付する国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

- 2 普通交付金は、算定政令第六条第二項に掲げる事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。
- 3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。
 - 一 算定政令第四条第三項の規定により国が災害その他特別の事情がある市町村が属する都道府県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額
 - 二 法第七十二条第三項の規定により国が市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額
 - 三 法第七十二条の二第一項の規定により毎年度県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の当該市町村の交付に充てる額
 - 四 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額及び同条第二項の規定により県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

第四章 国民健康保険事業費納付金

（国民健康保険事業費納付金の徴収）

第七条 県は、法第七十五条の七第一項の規定に基づき、年度ごとに各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収する。この場合においては、県は、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

(医療費指数反映係数)

第八条 算定政令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数は、各市町村に係る算定政令第八条第一号の一般納付金基礎額に当該市町村に係る次条第一項の年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるよう、知事が定める数とする。

2 知事は、前項の医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第九条 算定政令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号に掲げる値とする。

2 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号イの規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれの病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(国民健康保険法施行令(昭和三十二年政令第三百六十二号)第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。))につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの八十万円を超える部分とする。

(一般納付金所得係数)

第十条 算定政令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第一号に掲げる額

二 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に掲げる額

(一般納付金所得等割合)

第十一条 算定政令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金所得割指数及び一般納付金被保険者均等割指数)

第十二条 算定政令第九条第六項第二号イ(2)の一般納付金所得割指数及び同条第七項第二号イ(2)の一般納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、か

つ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第十三条 算定政令第十条第一項第二号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第一号に掲げる額

二 算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十四条 算定政令第十条第一項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第四条第一項の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得割指数及び後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第十五条 算定政令第十条第四項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得割指数及び同条第五項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十六条 算定政令第十一条第一項第二号イ(1)の介護納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令第十一条第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条第三項第二号に掲げる額

(介護納付金納付金所得等割合)

第十七条 算定政令第十一条第一項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第四項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得割指数及び介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第十八条 算定政令第十一条第四項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得割指数及び同条第五項第二号イ(2)の介護納付金納付金被保険者均等割指数は、それぞれ、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

第五章 雑則

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第七条の規定による通知その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県営土地改良事業分担金等徴収条例

第一条中「分担金」の下に「並びに法第九十一条の二第二項及び第六項の規定による特別徴収金」を加える。

第二条第一項中「、県営土地改良事業」の下に「（法第八十七条の三第一項の規定により行う県営土地改良事業を除く。第八条第一項において同じ。）」を加え、「（第七条の二に規定するものを除く。）」を削る。

第五条中「一通」を「督促状一通」に、「三十円」を「郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第二項第三号の総務省令で定める額に相当する額」に改める。

第八条を第十条とする。

第七条の三中「前条第一項の規定により徴収する分担金」を「特別徴収金」に、「第四条から第六条まで」を「第四条本文、第五条及び第六条」に改め、同条を第九条とする。

第七条の二第二項中「行なう」を「行う」に、「割りふつて」を「割り振つて」に、「定子の公告の」を「定子について法第百十三条の三第三項の規定による公告があつた」に、「日」を「日。次項において「工事定子公告日」という。」に、「年度」を「年度。次項において同じ。）の初日」に、「を納付せしめる旨の条件を付した分担金」を「の特別徴収金」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「転用」を「第一項に規定する転用又は目的外用途供用行為等」に、「こえない」を「超えない」に、「第一項の分担金」を「特別徴収金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の分担金」を「前二項の規定に

より徴収する特別徴収金（以下単に「特別徴収金」という。）に、「当該県営土地改良事業に係る第二十条第一項の規定による徴収に係る決定通知を行なう際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金」を「特別徴収金の額その他当該特別徴収金」に、「これを」を「これを特別徴収金の徴収を受ける者に」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第八条とする。

2 県は、国から補助金の交付を受けて行う県営土地改良事業（法第八十七条の三第一項の規定により行う県営土地改良事業に限る。）であつて別に知事が指定するものの施行については、法第九十一条の二第六項各号に掲げる者が、法第八十七条の三第七項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該県営土地改良事業の計画を定めた旨を公告した日から当該県営土地改良事業の工事完了公告日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過しない間に当該各号に定める場合に該当することとなる場合には、その者から、当該県営土地改良事業について要する費用の額を当該各号に定める場合に該当することとなる行為（以下「目的外用途供用行為等」という。）に係る土地の面積に割り振つて得られる額から法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金を当該目的外用途供用行為等に係る土地の面積に割り振つて得られる額を差し引いて得た額（目的外用途供用行為等により遊休化する施設を当該施設の目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該目的外用途供用行為等に係る土地に係るものを差し引いた額）の範囲内で、特別徴収金を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部が改正され、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農用地を対象とした県が行う申請によらない土地改良事業が新設されたことに伴い、当該土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が目的外用途に供された場合等に県が徴収する特別徴収金に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県都市公園条例の一部改正について

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項中「の条例」を「（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の条例」に、「第五項まで」を「第六項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

第二十一条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

別表第一 徳島県鳴門総合運動公園の項中「体育館冷暖房施設」を「体育館冷暖房施設 武道館冷暖房施設」に改める。

別表第二の二の表中「第七条第二号」を「第七条第一項第二号」に、「第七条第三号」を「第七条第一項第三号」に、「第十二条第二号」を「第十二条第二項第二号」に、「第七条第六号」を「第七条第一項第六号」に、「第十二条第七号」を「第十二条第二項第七号」に改める。

別表第二のその二の表中

野球場用照明施設	一時間	五、〇八〇円
----------	-----	--------

を

野球場用照明施設	照度特
	照度一
	照度二
	照度三
	照度四

	一時間	三、八四〇円
	一時間	五、〇八〇円
	一時間	六、二六〇円
	一時間	三、一五〇円
	一時間	三、五三〇円

に、

体育館冷暖房施設	メインアリーナ	一時間	二、四二〇円
	サブアリーナ	一時間	二、三四〇円

を

武道館冷暖房施設	柔	
	剣	
体育館冷暖房施設	大	
	サ	
	メ	

インアリーナ	一時間	二、四二〇円
ブアリーナ	一時間	二、三四〇円
道場（諸室を含む。）	一時間	二、九五〇円
道場	一時間	五〇〇円
道場	一時間	五〇〇円

に改める。

別表第三備考中第十五項を第十六項とし、第七項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 野球場用照明施設の「照度特」、「照度一」、「照度二」、「照度三」及び「照度四」とは、照明の明るさの度合いをいい、その基準については、知事が別に定めるところによる。

附 則

- この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条の三の改正規定、第二十一条の改正規定及び別表第二の二の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際現に許可又は承認を受けている都市公園の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

徳島県鳴門総合運動公園の武道館に冷暖房施設を新設すること等に伴い、その使用料の額等について所要の改正を行うとともに、都市公園法及び都市公園法施行令の一部が改正されたことに伴い、都市公園における運動施設の敷地面積の割合の上限を条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法により，平成30年度中において証票を次のとおり発売することができる。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 11 号

徳島県立西部防災館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立西部防災館 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 三好郡東みよし町中庄276番地1
四国開発土木株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

徳島県青少年センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県青少年センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市東大工町一丁目9番1号
徳島県青少年センター共同事業体 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 名東郡佐那河内村下字南林1番地17
特定非営利活動法人 大川原 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

徳島県立総合福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立総合福祉センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市西新浜町二丁目3番78号
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 15 号

徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により，次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター） |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市西新浜町二丁目3番78号
社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について，地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 16 号

徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の指定管理者の指定について
地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター） |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市一番町三丁目16番地の3
岡田企画株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 17 号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立大鳴門橋架橋記念館及び徳島県立渦の道 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市南末広町 4 番54号
株式会社ネオビエント及び一般財団法人徳島県観光協会参加グループ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

徳島県立美馬野外交流の郷の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立美馬野外交流の郷 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 三好郡東みよし町中庄276番地1
四国開発土木株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 19 号

徳島県立出島野鳥公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立出島野鳥公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 阿南市那賀川町みどり台1番地の1
株式会社 コート・ベール徳島 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島県腕山放牧場の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県腕山放牧場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 名西郡石井町浦庄字上浦531番地1
徳島県酪農業協同組合 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 21 号

徳島県立神山森林公園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立神山森林公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 名西郡神山町神領字西上角39番地
徳島中央森林組合 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 22 号

徳島県立高丸山千年の森の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立高丸山千年の森 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 勝浦郡上勝町大字福原字川北30番地
一般社団法人 かみかつ里山倶楽部 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 23 号

徳島県日峯大神子広域公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県日峯大神子広域公園，徳島県文化の森総合公園，徳島県新町川公園及び徳島県蔵本公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地 5
公益財団法人 徳島県建設技術センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 24 号

徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県鳴門ウチノ海総合公園及び徳島県鳴門総合運動公園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 25 号

徳島県富田浜第一駐車場等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県富田浜第一駐車場，徳島県富田浜第二駐車場及び徳島県幸町駐車場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市紺屋町24番地
株式会社 バル |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 26 号

新浜町団地県営住宅等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 新浜町団地県営住宅及び大麻団地県営住宅 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市川内町平石住吉209番地 5
徳島県住宅供給公社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 27 号

徳島県立埋蔵文化財総合センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立埋蔵文化財総合センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 板野郡板野町犬伏字平山86番2
公益財団法人 徳島県埋蔵文化財センター |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 28 号

徳島県藍場町地下駐車場等の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 29 年 11 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市国府町花園59番地 3
株式会社 ティビィケイ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 29 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 29 年 11 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「通訳案内士に」を「全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に」に、「及び第32条（第1項を除く。）から第34条まで」を「（同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第54条（第4項を除く。）並びに第55条」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オからクまでをエからキまでとし、同項第7号中「、次に掲げるもの」を「次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項に規定する試験に関する事務」に改め、同条第2項中「アからウまで」を「ア及びイ」に改める。

別表事業費の部第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第3号アからウまで」を「第4条第1項第3号ア及びイ」に改め、同部第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費の項中「第4条第1項第3号エからクまで」を「第4条第1項第3号ウからキまで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 関西広域連合は、この規約の施行の前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務(同号アからウまでに掲げる事務を除く。)の実施に必要な準備行為をすることができる。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月27日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
三好市在住 1名	円 126,360	平成29年6月1日	三好市地内	平成29年10月19日
吉野川市所在 1法人	151,070	平成29年6月29日	三好郡東みよし町地内	平成29年10月19日
愛媛県松山市所在 1法人	617,000	平成29年7月12日	吉野川市地内	平成29年10月19日
名西郡石井町在住 1名	9,897	平成29年8月8日	徳島市地内	平成29年10月20日

報告第2号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月27日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
三好市所在 1法人	364,000 ^円	平成29年6月7日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成29年10月23日
阿波市在住 1名	325,000	平成29年6月21日	美馬市地内 (国道492号)	平成29年10月23日
美馬市在住 1名	398,000	平成29年7月3日	美馬郡つるぎ町地内 (県道美馬貞光線)	平成29年10月23日
三好郡東みよし町在住 1名	235,000	平成29年7月8日	三好市地内 (県道白地州津線)	平成29年10月23日
那賀郡那賀町在住 1名	87,000	平成29年7月9日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年10月23日
那賀郡那賀町在住 1名	235,000	平成29年7月9日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年10月23日
小松島市在住 1名	156,000	平成29年7月13日	阿南市地内 (国道195号)	平成29年10月23日

那賀郡那賀町在住 1名	103,000	平成29年7月27日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年10月23日
那賀郡那賀町在住 1名	87,000	平成29年8月2日	那賀郡那賀町地内 (県道西納大久保線)	平成29年10月23日
阿南市在住 1名	133,000	平成29年8月21日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成29年10月23日
海部郡牟岐町在住 1名	55,000	平成29年8月27日	海部郡美波町地内 (県道日和佐牟岐線)	平成29年10月23日
那賀郡那賀町在住 1名	67,000	平成29年8月31日	那賀郡那賀町地内 (県道古屋日浦線)	平成29年10月23日

補 正 予 算 説 明 書

平成29年度徳島県一般会計補正予算（第4号）説明書

歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	76,600,000	—	76,600,000	—
02 地方消費税清算金	26,232,137	—	26,232,137	—
03 地方譲与税	13,000,000	—	13,000,000	—
04 地方特例交付金	135,000	—	135,000	—
05 地方交付税	146,100,000	—	146,100,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	806,127	—	806,127	—
08 使用料及び手数料	6,165,472	—	6,165,472	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	61,374,516	—	61,374,516	—
10 財産収入	1,039,336	—	1,039,336	—
11 寄附金	31,708	—	31,708	—
12 繰入金	84,655,922	—	84,655,922	—
13 繰越金	6,552,381	11,000	6,563,381	77
14 諸収入	17,585,458	—	17,585,458	—
15 県債	53,603,000	99,000	53,702,000	79
歳入合計	494,171,057	110,000	494,281,057	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	972,845	—	972,845					—
02 総 務 費	29,966,812	—	29,966,812					—
03 民 生 費	61,335,117	—	61,335,117					—
04 衛 生 費	28,188,132	—	28,188,132					—
05 労 働 費	5,724,619	—	5,724,619					—
06 農 林 水 産 業 費	30,681,003	—	30,681,003					—
07 商 工 費	65,434,767	—	65,434,767					—
08 土 木 費	48,757,443	110,000	48,867,443		99,000		11,000	81
09 警 察 費	20,780,596	—	20,780,596					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	86,489,327	—	86,489,327					—
11 災害復旧費	10,886,426	—	10,886,426					—
12 公債費	77,074,348	—	77,074,348					—
13 諸支出金	27,729,622	—	27,729,622					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 11,000	△11,000	—
歳出合計	494,171,057	110,000	494,281,057		99,000	11,000	0	—

2 歳 入

(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 繰 越 金	6,552,381	11,000	6,563,381	01 繰 越 金	11,000	
計	6,552,381	11,000	6,563,381			

(款) 15 県 債
(項) 01 県 債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
07 土 木 債	16,533,000	99,000	16,632,000	04 都市計画費債	99,000	公園整備事業費 99,000
計	53,603,000	99,000	53,702,000			

3 歳 出

(款) 08 土 木 費

(項) 05 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
03 公 園 費	1,925,249	110,000	2,035,249		99,000		11,000	15 工事請負費	110,000	1 公園整備事業費 110,000
計	3,370,237	110,000	3,480,237		99,000		11,000			

補正予算（第4号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立西部防災館の管理運営協定	千円 92,308		千円	自 平成30年度 至 平成32年度	千円 92,308	千円	千円	千円 8,749	千円 83,559
徳島県青少年センターの管理運営協定	435,426			自 平成30年度 至 平成34年度	435,426			7,500	427,926
徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の管理運営協定	105,381			自 平成30年度 至 平成34年度	105,381			3,910	101,471
徳島県立総合福祉センターの管理運営協定	158,740			自 平成30年度 至 平成34年度	158,740			46,132	112,608

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）の管理運営協定	千円 653,551		千円	自 平成30年度 至 平成34年度	千円 653,551	千円 86,705	千円	千円 10,416	千円 556,430
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）の管理運営協定	254,000			自 平成30年度 至 平成34年度	254,000				254,000
徳島県立美馬野外交流の郷の管理運営協定	72,700			自 平成30年度 至 平成34年度	72,700			1,515	71,185
徳島県立出島野鳥公園の管理運営協定	27,904			自 平成30年度 至 平成34年度	27,904			2,160	25,744
徳島県立高丸山千年の森の管理運営協定	92,064			自 平成30年度 至 平成34年度	92,064				92,064

徳島県立神山森林公園の管理運営協定	361,680			自 平成30年度 至 平成34年度	361,680			484	361,196
徳島県日峯大神子広域公園等の管理運営協定	544,480			自 平成30年度 至 平成32年度	544,480			152,463	392,017
徳島県鳴門ウチノ海総合公園等の管理運営協定	373,920			自 平成30年度 至 平成32年度	373,920			76,437	297,483
新浜町団地県営住宅等の管理運営協定	57,993			自 平成30年度 至 平成32年度	57,993				57,993
県営住宅建設事業工事請負契約	30,000			平成30年度	30,000	15,000	13,000		2,000
徳島県立埋蔵文化財総合センターの管理運営協定	73,681			自 平成30年度 至 平成34年度	73,681				73,681

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国支出金	地 方 債	そ の 他	
道路改築事業工事請負契約	千円 350,000		千円	平成30年度	千円 350,000	千円 192,500	千円 140,000	千円	千円 17,500
	補正後	680,000		平成30年度	680,000	374,000	273,000		33,000
緊急地方道路整備事業工事請負等契約	1,560,000			平成30年度	1,560,000	1,006,500	489,000	2,000	62,500
	補正後	1,710,000		平成30年度	1,710,000	1,102,200	537,000	2,000	68,800
公園整備事業工事請負等契約	680,000			平成30年度	680,000	250,000	405,000		25,000
	補正後	980,000		平成30年度	980,000	250,000	675,000		55,000
床上浸水対策特別緊急事業工事請負等契約	300,000			平成30年度	300,000	150,000	135,000		15,000
	補正後	640,000		平成30年度	640,000	320,000	288,000		32,000
地すべり対策事業工事請負等契約	80,000			平成30年度	80,000	40,000	36,000		4,000
	補正後	130,000		平成30年度	130,000	65,000	58,000		7,000

補正予算（第4号）地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み						当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			補正前の額	補 正 額	計
		補正前の額	補 正 額	計	補正前の額	補 正 額	計			
1 普 通 債	千円 503,678,989	千円 40,662,000	千円 99,000	千円 40,761,000	千円 45,124,007	千円 -	千円 45,124,007	千円 499,216,982	千円 99,000	千円 499,315,982
(1) 土 木	325,941,251	22,116,000	99,000	22,215,000	32,445,159	-	32,445,159	315,612,092	99,000	315,711,092
合 計	845,300,596	65,652,000	99,000	65,751,000	66,347,000	-	66,347,000	844,605,596	99,000	844,704,596

